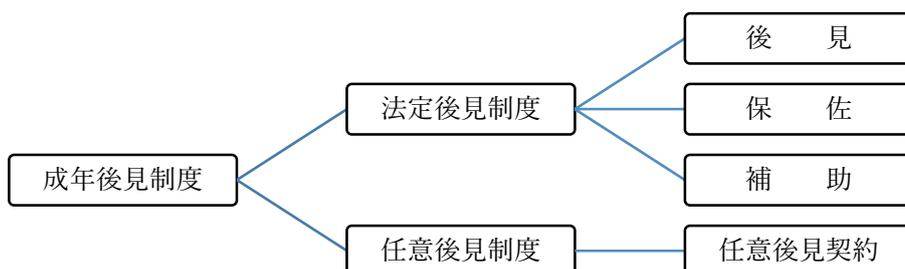


社会福祉法人あま市社会福祉協議会 法人後見業務「サポートあま」の概要について

法人後見業務「サポートあま」では、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、住み慣れたあま市（地域）で安心して暮らせるように成年後見制度の活用をお手伝いします。

1. 成年後見制度は2つの制度構成



法定後見制度：すでに判断能力が低下している場合に利用する制度

任意後見制度：判断能力があるうちに将来に備えて任意後見契約を結んでおく制度

2. 社協が法人後見業務を実施する必要性

社協における法人後見の取り組みは、全国的にも年々増加してきており、日常生活自立支援事業の利用者を継続支援する必要性から取り組む社協も多いと考えられます。

また、様々な理由で生活のしづらさを抱える人々を支え、社協が地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくうえで、適切な後見人等の担い手がないことで地域生活の継続が困難となる人々を支えるためには、社協として法人後見に取り組むことが必要です。

社協が行う法人後見は・・・

- (1) 長期間の後見業務を継続して遂行できる
 - (2) 法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができる
 - (3) 訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えの多い事例、家族全体の見守りが必要な事例などについても組織による対応で支援を継続することができる
- 等々の特性があります。

こうした特性を生かし、社協は、個人の後見人等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応じていく役割があります。

社協の法人後見は、地域のセーフティネットとしての役割のほか、将来的な観点として後見業務への市民参加の場づくりや中核機関であるあま市権利擁護センターとの連携・協働を図り、長年にわたり地域福祉の推進を担ってきた社協に第三者後見人としての役割が期待されています。

3. 成年後見人等の仕事とは

・業務の内容と範囲

成年後見人等は、本人の意思を尊重して、本人の心身の状況や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、必要な契約を結んだり財産を管理したりすることによって、本人を保護・支援します。

○本人が安心した生活を送れるよう見守りや手続きを行う（身上の保護）

被後見人に代わり、生活方針や医療、福祉サービス等の身の回りのことについて判断し、契約等をします。被後見人と同居することや直接的な介護をするわけではありません。

○本人の財産を管理する（財産管理）

具体的には、印鑑、預貯金通帳の保管・管理・不動産の維持・管理、保険金や年金の受領、介護サービスなどの契約締結、必要な経費の支出、生活資金の捻出等があります。

○家庭裁判所に報告する（職務状況報告）

後見人等に選任されたら、まず、家庭裁判所が指定する期間内（1か月以内）に被後見人等の資産や収入等の調査を行い、「財産目録」及び「収支予定表」を作成し、家庭裁判所に報告します。また、年に1回程度、生活状況や財産状況を報告することで、家庭裁判所の監督を受けることになります。

4. 法人後見の意義と特徴

(1) 適正な財産管理と身上監護

3. 成年後見人等の仕事にて説明（本人が安心した生活を送れるよう見守りや手続きを行う（身上の保護）、本人の財産を管理する（財産管理）にて説明

(2) 長期間の継続支援

若年の障がい児者等の後見人等は、長期間の後見活動が必要となり、親亡き後の問題をはじめとして、被後見人等本人や親族等が安心して後見業務が任せられることができる担い手として、法人後見には大きな期待が寄せられている。

(3) 複合的な問題への対応

被後見人等本人やその親族など複合的な問題を抱えている場合、被後見人である認知症の親を介護する無職・無収入の子どもとの世帯や虐待問題を抱える世帯、頻回な面会や支援が必要な世帯などは個人受任では限界があるため、法人受任によるチームアプローチが有効である。

(4) 市民参加の受け皿づくり

市民が後見業務に参加することは、退職者などのこれまでの人生経験を生かして後見活動に従事することは、自身の社会貢献の機会としても捉えることができ、また、地域生活者としての目線から被後見人等の良き「伴走者」（伴走型支援）となる可能性があることから、状況を見て担い手づくりにも対応する必要がある。

5. 法人後見を充実させるため

(1) 担い手の確保

法人の強みを生かして、被後見人等本人の意思決定を尊重した財産管理、身上監護を行うためにも、被後見人等本人とのこまめな面会や支援者との調整、適切な財産管理を実際に行う法人の担い手が欠かせない。

法人後見の推進のためには、担い手の確保が求められている。

(2) 意思決定の迅速化

個人後見とは違い、法人後見は意思決定プロセスに時間を要することから、スムーズな対応が求められている。

運営委員会委員との連携を密にして対応することが求められている。

6. あま市における法人後見の推進のための方向性

(1) あま市権利擁護センターとの連携・協働

「中核機関及び権利擁護センターのイメージ図（機能分散型）」と「あま市権利擁護センターにおける相談支援の流れ（概要版）」を用いて関係性を示す。

（※あま市成年後見制度利用促進協議会資料より）

(2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）との違い

日常生活自立支援事業は、高齢者・障がい者等の権利擁護に資する仕組みである点は共通していますが、判断能力は低下しているものの、契約能力がある人を対象にしているのに対して、成年後見制度は、対象者を契約能力の有無ではなく、判断能力の低下の程度に応じて区分しており、民法で定められた成年後見制度の後見人等は、判断能力が低下した人の法定代理人であり、代理権と同意権、取消権等に基づき、被後見人等の人権と生活を護る制度となっています。

日常生活自立支援事業は、社会福祉法の第2種社会福祉事業に基づくものであり、本人に契約能力があることを前提として、利用者本人と県社協、市社協との契約により援助が開始されるとともに、その後、定期的な計画の見直し等を経て、契約内容が継続されます。本人の判断能力の程度や援助内容に応じて成年後見制度に移行する必要があります。

(3) 事業開始までのスケジュール

今後のスケジュールとしては、令和5年4月1日付けで規程や要綱などの施行に向けた調整を行っています。

また、事業開始後受け入れ等の準備期間を設け、7月1日から業務を開始できるよう現在設立準備会にて調整しています。

法人後見の基本的な考え方

1 法人成年後見人制度とは

法人成年後見人とは、自然人（個人）では無く、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人等として選任することです。成年後見人等に選任する法人としては、社会福祉協議会（以下「社協」という。）・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等です。なお、成年後見人等となる法人の資格には民法上別段の制限が設けられていないので、営利法人であるからといって排除されるわけではありません。法人の成年後見人としての適格性を調査する項目として以下のものが挙げられます。

- 当該法人の事業の種類、内容（事業目的）
- 法人としての資産、経営状況
- 本人との利害関係の有無
- 後見等を行う場合の内部の指揮命令（指導監督）態勢
- 実際の担当者の適格性
- 担当者の事務チェック体制等

2 地域における社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉を推進するうえで中核的な存在であり、また、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用者支援に関しても大きな役割を有していることから、市町村行政や関係団体等とネットワークを構築し、地域における成年後見制度の取り組みについて積極的に役割を果たすことが求められています。社協が成年後見制度に関わるきっかけとしては、日常生活自立支援事業利用者の継続的支援、後見人等候補者の不在や不足、行政や家庭裁判所からの依頼等が挙げられます。地域のニーズに即応した対応として、このような対応も重要ですが、今後は社協に対する権利擁護や成年後見制度に対する取り組みへの期待が高まっていることを前提に、こうしたきっかけがあった時点ではなく、現状において、全ての市町村社協が、その取り組みを検討することが重要です。成年後見制度は、被後見人等の生涯に広く、深く、長く関わるものであり、社協役職員だけではなく地域の関係者が皆で考えていくべき課題です。法人後見を行う際の具体的な取り組みや事業の実施にあたっては、地域の成年後見制度や権利擁護に関わる社会資源の状況を踏まえ、行政や関係機関との合意形成を図る中で、社協の役職員全体で十分に検討することが必要です。

3 社会福祉協議会が法人後見を実施する必要性

成年後見制度を利用するにあたり、親族がいない場合や、いても身体的・経済的な事情で支援が困難であったり、関係が破綻していたり、虐待等の権利侵害を受けている場合等は、親族よりも第三者が成年後見人等に就任する必要があると考えられます。しかし、増大・多様化する後見ニーズに対し、第三者後見を受任している弁護士、司法書士、社会福祉士等の

専門職後見人の対応には限界が生じています。そのような状況で、親族や専門職から個人後見の引き受け手がいない人の権利を擁護するため、法人や市民が後見の受け皿となることが期待されています。これまで、地域資源（地域住民、地域組織、福祉等関係団体）、行政との連携のもとに地域福祉を推進し、日常生活自立支援事業により福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービスを実施してきた社協は、成年後見人等として地域資源等と連携した身上監護や、金銭管理のノウハウを活かした財産管理を実施する素地、マネジメント力があるといえます。また、これまで日常生活自立支援事業の支援で関わってきた社協が、引き続き成年後見人等となることで、判断能力が不十分な方から全く無くなった方まで（本人が亡くなるまで）幅が広く息が長い支援を行う事ができ、地域住民がいつまでも安心して暮らすことができる地域づくりに繋がります。特に親族関係が破綻し、低所得のために後見報酬が負担できない方については、金銭に関する課題はもとより、精神的な疾患が原因で日常生活に関する課題を抱えている場合もあります。そのため、自然人での対応が困難な場合は、社協による組織的な対応が期待されています。

4 社会福祉協議会の法人後見の視点

(1) 社協の特性

①複合的、重層的な課題への対応が可能

社協がこれまで築いてきた地域福祉の推進に向けたネットワークを利用しながら、福祉的な困難事例等に対して適切に支援を行うことが可能である。

②総合相談的な機能

社協は日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立相談支援事業等の総合相談支援を実施する体制が構築されている。それを基盤に、成年後見制度を含めた地域における権利擁護に関する個別課題を一元的にとらえ、解決に向けて調整するために有効に機能することができる。

③関係機関とのネットワーク

社協は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者やその家族の会の関係者、地域包括支援センター、福祉施設や居宅サービス事業所、民生委員・児童委員、地区社協や自治会等の地域組織、NPO法人、ボランティア団体、保護司等、権利擁護支援の利用やその支援に近いところにいる人々と接している。

(2) 法人後見における社協の特性

①長期間の後見業務の継続性

長期にわたるケースについても法人後見担当職員が交代しながら社協として継続して後見業務にあたることができる。

②法人組織による後見等事務の管理体制が確立

社協組織の管理体制により、後見業務の信頼性や安全性を高めることができる。

③組織による困難事例等への対応力

個人の専門職等が受けにくい福祉的な困難ケースについても、組織内での担当職員へのバックアップや複数の職員による対応、また社協の持つネットワークを利用しての専門家等への協力要請も可能。

④日常生活自利支援事業の実施

平成11年より日常生活自立支援事業を適切かつ効果的に実施してきている。

(3) 法人後見の対象者

紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、①～③のいずれかに該当する方が想定されます。なお、④は社協及び運営委員会の判断によります。

①首長申立てをする方で、他に適切な後見人等が得られない方

②原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方

③日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）利用方で判断能力が低下した方のうち①か②に当てはまる方

④法人後見実施社協及び運営委員会が、特に必要と認める場合

（例示）

- ・親族後見人や専門職後見人から複数後見の申し出や、後見人の交代を求められた場合
- ・家庭裁判所から受任を依頼された場合
- ・障がい等があり自然人が単独で受任する事が困難で、地域の多様な社会資源と連携を図る必要がある方。

(4) 利益相反関係に対する注意

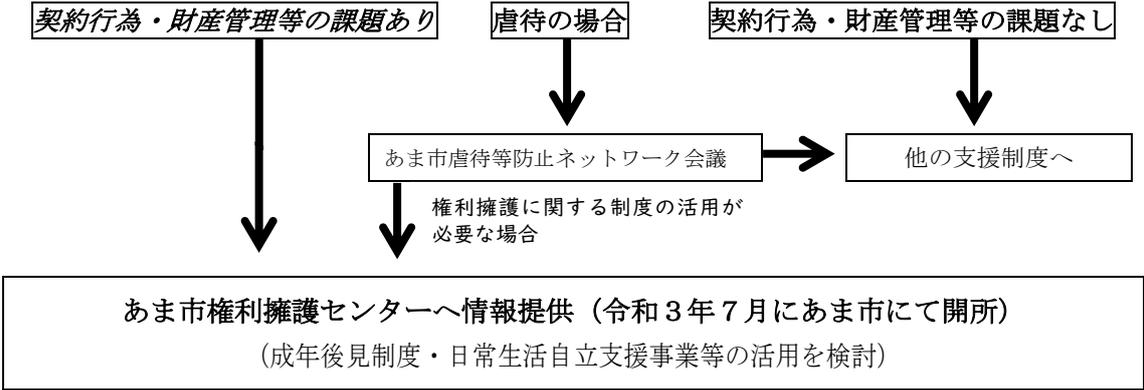
社協では、成年被後見人等との関係において利益相反の関係に立たないように配慮することが必要となります。そのため、法人内における直接のサービス提供部門と、成年後見業務を行う部門を明確に分けておく必要があります。

ただし、部門を分けたとしても、あくまで同一法人内での業務に変わりはないため、関係が生じる場合には、成年後見監督人等の選任をすることが必要です。

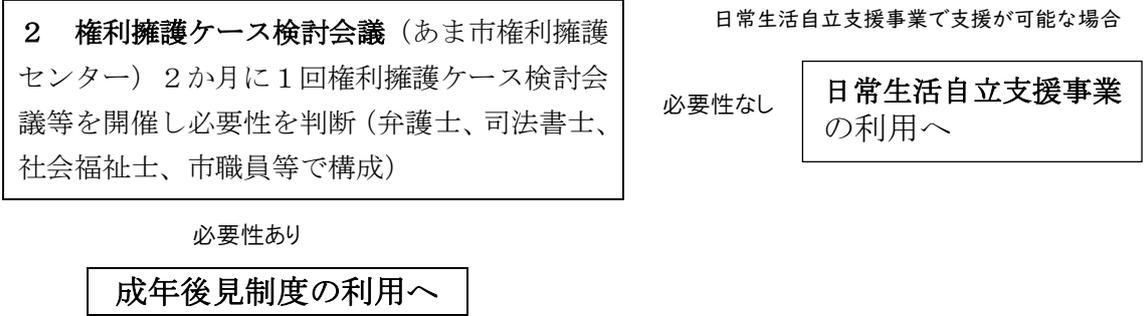
成年後見制度利用フローチャート

法人後見業務「サポートあま」が行う相談から法人後見受任決定・報告まで

各種相談 ⇒ アセスメント ⇒ 生活上の課題整理



1 事前準備 成年後見にかかる調査票
 本人の判断能力、日常生活・経済状況等を把握し、支援者間で情報を共有



3 申立人の検討

| 本人申立て | 親族申立て | 市長申立て |
|--|--|------------------------------------|
| 本人が・・・ <input type="checkbox"/> 申立を行う判断能力を有している <input type="checkbox"/> 申立の必要性が理解できる <input type="checkbox"/> 申立の意志がある <input type="checkbox"/> 申立手続きを進めることができる (代理申立利用・申立支援する場合も含む) | 4親等内の親族が・・・ <input type="checkbox"/> いることがわかっている <input type="checkbox"/> 本人の状況を把握することができる <input type="checkbox"/> 申立の必要性が理解できる <input type="checkbox"/> 申立の意志がある <input type="checkbox"/> 申立手続きを進めることができる (代理申立利用・申立支援する場合も含む) | 市長申立審査会が・・・ ・市長申立ての決定 ・担当部署へ |
| ↓ すべて☑場合は本人申立てへ | ↓ すべて☑場合は親族申立てへ | ↓ |

4 申立支援（あま市権利擁護センター）

支援者・行政が連携し、申立て手続きを支援
（必要に応じ、代理申立て・書類作成委任も検討する）
※申立て段階から関与せず、裁判所から直接打診された場合には必要に応じて調査などを実施します。



5 成年後見人等候補者の検討（あま市権利擁護センター）

- ・権利擁護ケース検討会議にて要否の検討
- ・本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討

親族後見

第三者後見

（法人、専門職、市民後見人等）

6 後見等開始の審判申立てへ（本人・親族・市長等）⇒名古屋家庭裁判所

調査・審問・鑑定 ⇒ 審判 ⇒ 審判の確定・登記

7 受任準備及び審判（法人後見業務「サポートあま」）

名古屋家庭裁判所の審判により成年後見人等の受任打診を受けて、本会にて運営委員会を開催するとともに法人後見受任の適否などについて審査を行う。

運営委員会では・・・

- 担当者の決定
- 本人との事前面談
- 家庭裁判所へ候補者事情説明書、法人登記事項証明書の提出等

※家庭裁判所は、後見などの開始、後見人等を誰にするかを裁判官が判断します。

※家庭裁判所より、打診や照会があった場合には、受任を承諾する旨を回答し、家庭裁判所が求める資料を提出する。

（提出資料については、家庭裁判所の指示に従う。）

8 審判確定及び開始

審判書の到達から2週間後より支援開始

- 謄写記録取寄申請等

審判確定直後

- 謄写記録を入手
- 登記事項証明書の申請
- 後見方針の検討等

9 初回報告

名古屋家庭裁判所への初回報告の準備、提出（1か月以内）

【活動の前提】・【身上の保護】・【財産管理】

財産目録、収支予定表の再生・提出等